

山武市移住支援金

フローチャートで
check!!

東京圏から山武市へ移住（就業・テレワーク・起業）で移住支援金を支給します

単身移住：60万円

2人以上の世帯移住：100万円

※子育て世帯で18歳未満1名につき、100万円を加算します



※以下のフローチャートは対象要件の簡易確認表です。必ず市ホームページをご確認ください。

START

01. 移住先に関する要件

山武市に移住後1年以内であり、5年以上継続して居住する意思がある

NO
→

↓ YES

02. 移住元に関する要件 次のすべての事項に該当する

- ・山武市に移住する直前、1年以上継続して東京23区内に在住していた
- ・山武市に移住する直前の10年間のうち通算5年以上東京23区内に在住していた

※東京、埼玉、神奈川に在住し、東京23区内へ通勤していた方も該当になる場合があります。

NO
→

↓ YES

03. 就業・テレワーク・起業要件 (1)～(3)のいずれかに該当している

- (1)「千葉県地域しごとNAVI」に掲載されている対象法人に新規就業している
- (2)会社からの業務命令ではなく、自分の意思で移住し、テレワークを行っている
- (3)1年以内に千葉県地域課題解決型起業支援事業の起業支援金の交付決定を受けている

NO
→

↓ YES

移住支援金対象の可能性がります

その他細かい要件がございますので、市ホームページをご覧ください、担当課までお問合せください

対
象
外



山武市ホームページ
移住支援金



千葉県地域
しごとNAVI